

岐阜医療科学大学 学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、岐阜医療科学大学学則第38条並びに大学院学則第39条の規定に基づき、岐阜医療科学大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学で授与する学位は学士とする。付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

- 一 臨床検査学科 「学士（保健学）」 「Bachelor of Health Sciences」
 - 二 放射線技術学科 「学士（保健学）」 「Bachelor of Health Sciences」
 - 三 看護学科 「学士（看護学）」 「Bachelor of Nursing」
 - 四 薬学科 「学士（薬学）」 「Bachelor of Pharmacy」
- 2 本学大学院保健医療学研究科で授与する学位は修士とする。付記する専攻分野の名称は「修士（保健医療学）」 「Master of Health and Medicine」とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第37条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

2 大学院の学位は、大学院学則第39条の規定に基づき、修士課程を修了した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、教授会規程第5条第1項第一号の規定に基づき学生の卒業及び課程の修了（以下「卒業等」という。）について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- 2 研究科委員会は、研究科委員会規程第5条第1項第一号の規定に基づき修士課程の修了について審議し、学長に意見を述べるものとする。
- 3 学長は、教授会並びに研究科委員会の意見を聴き、学生の卒業等及び修士課程の修了について認定する。
- 4 学長は、卒業等並びに修士課程の修了を認定した学生に対して学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「岐阜医療科学大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚辱する行為があったときは教授会又は研究科委員会の議を経て当該学位を取消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

4 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。